

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：新進建設株式会社

業者の住所：高知市九反田5-8

2 指名停止措置期間：令和8年6月4日から令和8年6月17日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：香川県 徳島県 高知県 愛媛県

4 事実概要

同社は、四国地方整備局土佐国道事務所発注の「令和6年度越知道路越知丁改良第6（その2）工事」において、安全管理措置の不適切により、足場床を組立作業中、下請作業員が未固定の足場板の張出部に乗ったことでバランスを崩し転落し、負傷する事故を発生させたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

< 指名停止措置基準 >

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内